

岐阜県公報

令和三年四月一日

目次

規則

○岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県自然公園法施行規則の一部を改正する規則

○環境生活部の所管する条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

（環境企画課）

四 (環境管理課)

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県立自然公園法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県立自然公園条例施行規則及び岐阜県立自然公園法施行細則の一部を改正する

規則

(岐阜県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県立自然公園条例施行規則（昭和四十年岐阜県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

「法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

「（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」

第二十三条中「第二十条第三項」を削る。

[illegible]

的な額。」や「あつては、標準的な額」^①、^②「あつてはその供用期間。」 や「あつては、その供用期間」^③、^④「標準的な額」^⑤、^⑥「以下」^⑦、^⑧「次」^⑨、^⑩ 回^⑪⑫「通称」^⑬、^⑭「通称」^⑮、^⑯、^⑰、^⑱、^⑲、^⑳、^㉑、^㉒、^㉓、^㉔、^㉕、^㉖、^㉗、^㉘、^㉙、^㉚、^㉛、^㉜、^㉝、^㉞、^㉟、^㊱、^㊲、^㊳、^㊴、^㊵、^㊶、^㊷、^㊸、^㊹、^㊺、^㊻、^㊼、^㊽、^㊾、^㊿、[㋀]、[㋁]、[㋂]、[㋃]、[㋄]、[㋅]、[㋆]、[㋇]、[㋈]、[㋉]、[㋊]、[㋋]、[㋌]、[㋍]、[㋎]、[㋏]、[㋐]、[㋑]、[㋒]、[㋓]、[㋔]、[㋕]、[㋖]、[㋗]、[㋘]、[㋙]、[㋚]、[㋛]、[㋜]、[㋝]、[㋞]、[㋟]、[㋠]、[㋡]、[㋢]、[㋣]、[㋤]、[㋥]、[㋦]、[㋧]、[㋨]、[㋩]、[㋪]、[㋫]、[㋬]、[㋭]、[㋮]、[㋯]、[㋰]、[㋱]、[㋲]、[㋳]、[㋴]、[㋵]、[㋶]、[㋷]、[㋸]、[㋹]、[㋺]、[㋻]、[㋼]、[㋽]、[㋾]、[㋿]、[㌀]、[㌁]、[㌂]、[㌃]、[㌄]、[㌅]、[㌆]、[㌇]、[㌈]、[㌉]、[㌊]、[㌋]、[㌌]、[㌍]、[㌎]、[㌏]、[㌐]、[㌑]、[㌒]、[㌓]、[㌔]、[㌕]、[㌖]、[㌗]、[㌘]、[㌙]、[㌚]、[㌛]、[㌜]、[㌝]、[㌞]、[㌟]、[㌠]、[㌡]、[㌢]、[㌣]、[㌤]、[㌥]、[㌦]、[㌧]、[㌨]、[㌩]、[㌪]、[㌫]、[㌬]、[㌭]、[㌮]、[㌯]、[㌰]、[㌱]、[㌲]、[㌳]、[㌴]、[㌵]、[㌶]、[㌷]、[㌸]、[㌹]、[㌺]、[㌻]、[㌼]、[㌽]、[㌾]、[㌿]、[㍀]、[㍁]、[㍂]、[㍃]、[㍄]、[㍅]、[㍆]、[㍇]、[㍈]、[㍉]、[㍊]、[㍋]、[㍌]、[㍍]、[㍎]、[㍏]、[㍐]、[㍑]、[㍒]、[㍓]、[㍔]、[㍕]、[㍖]、[㍗]、[㍘]、[㍙]、[㍚]、[㍛]、[㍜]、[㍝]、[㍞]、[㍟]、[㍠]、[㍡]、[㍢]、[㍣]、[㍤]、[㍥]、[㍦]、[㍧]、[㍨]、[㍩]、[㍪]、[㍫]、[㍬]、[㍭]、[㍮]、[㍯]、[㍰]、[㍱]、[㍲]、[㍳]、[㍴]、[㍵]、[㍶]、[㍷]、[㍸]、[㍹]、[㍺]、[㍻]、[㍼]、[㍽]、[㍾]、[㍿]、[㏀]、[㏁]、[㏂]、[㏃]、[㏄]、[㏅]、[㏆]、[㏇]、[㏈]、[㏉]、[㏊]、[㏋]、[㏌]、[㏍]、[㏎]、[㏏]、[㏐]、[㏑]、[㏒]、[㏓]、[㏔]、[㏕]、[㏖]、[㏗]、[㏘]、[㏙]、[㏚]、[㏛]、[㏜]、[㏝]、[㏞]、[㏟]、[㏠]、[㏡]、[㏢]、[㏣]、[㏤]、[㏥]、[㏦]、[㏧]、[㏨]、[㏩]、[㏪]、[㏫]、[㏬]、[㏭]、[㏮]、[㏯]、[㏰]、[㏱]、[㏲]、[㏳]、[㏴]、[㏵]、[㏶]、[㏷]、[㏸]、[㏹]、[㏺]、[㏻]、[㏼]、[㏽]、[㏾]、[㏿]、^㐀、^㐁、^㐂、^㐃、^㐄、^㐅、^㐆、^㐇、^㐈、^㐉、^㐊、^㐋、^㐌、^㐍、^㐎、^㐏、^㐐、^㐑、^㐒、^㐓、^㐔、^㐕、^㐖、^㐗、^㐘、^㐙、^㐚、^㐛、^㐜、^㐝、^㐞、^㐟、^㐠、^㐡、^㐢、^㐣、^㐤、^㐥、^㐦、^㐧、^㐨、^㐩、^㐪、^㐫、^㐬、^㐭、^㐮、^㐯、^㐰、^㐱、^㐲、^㐳、^㐴、^㐵、^㐶、^㐷、^㐸、^㐹、^㐺、^㐻、^㐼、^㐽、^㐾、^㐿、^㑀、^㑁、^㑂、^㑃、^㑄、^㑅、^㑆、^㑇、^㑈、^㑉、^㑊、^㑋、^㑌、^㑍、^㑎、^㑏、^㑐、^㑑、^㑒、^㑓、^㑔、^㑕、^㑖、^㑗、^㑘、^㑙、^㑚、^㑛、^㑜、^㑝、^㑞、^㑟、^㑠
--

[illegible]

別記第十三号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に、「抹消」を「、抹消」に改め、同号(3)中「指定湖沼」を「、指定湖沼」に「あわせて」と併せて「改め、同号(7)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第十四号様式備考第1号(2)中「、広告物」を「「広告物」」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(5)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第十五号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(4)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第十六号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(2)中「次」を「、次」に改め、同号(1)中「手続き」を「手続」に改める。	別記第十七号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(6)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第十八号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(7)中「手続き」を「手続」に改める。	別記第十九号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(6)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第二十号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(6)中「手続き」を「手続」に改める。	別記第二十一号様式備考第1号(2)中「抹消」を「、抹消」に改め、同号(4)中「手続き」を「手続」に改める。	別記第二十二号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(6)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第二十三号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(5)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第二十四号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(6)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第二十五号様式備考第1号(2)中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同号(3)中「手続き」を「手続」に改める。 別記第二十六号様式備考中「第8号様式」を「別記第8号様式」に改め、「必要」を「、必要」に改める。 別記第二十七号様式備考中「第8号様式」を「別記第8号様式」に改め、「必要」	を「、必要」に改める。	別記第二十八号様式備考第1号中「第18号様式」を「別記第18号様式」に「第20号様式」を「別記第20号様式」に改める。	別記第二十九号様式備考第1号中「当該」を「、当該」に「抹消」を「、抹消」に改め、同様式備考第四号中「知事に、その概要を、通知」を「、知事にその概要を通知」に改め、同様式備考第十七号(1)中「手続き」を「手続」に改める。	別記第三十号様式備考中「第8号様式」を「別記第8号様式」に改める。	別記第三十一号様式記載上の注意事項第六号中「第33号様式」を「別記第33号様式」に改める。	別記第三十二号様式記載上の注意事項第五号中「記載を」を「、記載を」に改め、同様式記載上の注意事項第六号中「次」を「、次」に改める。	別記第三十四号様式記載上の注意事項第六号中「変更した事項」を「、変更した事項」に改める。	別記第三十五号様式中「印」を削る。	附 則 この規則は、公布の日から施行する。	環境生活部の所管する条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。	令和三年四月一日	岐阜県知事 古 田 肇	岐阜県規則第百七十四号	環境生活部の所管する条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する規則	次に掲げる条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。	一 岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第八条の七第一項、第十七条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第二項及び第三十六条第一項 二 岐阜県公害防止条例（昭和四十三年岐阜県条例第三十五号）第六十六条第一項
---	---	---	--	--	--------------------	--	--	--	--	--	---	--------------------------	----------------------------------	--	-----------------	--------------------	--------------------	---	--	---

三 岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第十七号）第二十三条の第二項（同条例第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十三条の第三項（同条例第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）

四 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年岐阜県条例第二十七号）第十四条第二項

五 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）第二十九條第一項

六 岐阜県希少野生生物保護条例（平成十五年岐阜県条例第二十二号）第十六条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三十三条第一項

七 岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例（平成十七年岐阜県条例第七十六号）第十六条第一項

八 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十七号）第二十九條第一項

九 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成十九年岐阜県条例第十四号）第十七条第一項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

岐阜県知事

印

写真

この証明書を携帯する者は、下表の法令及び条例の条項の欄に掲げる条項のうち、同表の該当の有無の欄に丸印のある法令及び条例の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 及 び 条 例 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令及び条例の条項の欄に、この証明書を使用して行う行政検査等に係る法令及び条例の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令及び条例の条項の数に応じて、適宜行を追加すること。なお、記載欄が不足する場合は、裏面に記載すること。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。